

## ○愛媛県資源循環促進税条例

(課税標準)

第5条 資源循環促進税の課税標準は、最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量とする。

2 前項に規定する産業廃棄物の重量を計測することが困難なときは、規則で定めるところにより換算して得た重量を当該産業廃棄物の重量とする。

## ○愛媛県資源循環促進税条例施行規則

(換算して得た重量)

第6条 条例第5条第2項の規則で定めるところにより換算して得た重量は、次の表の左欄に掲げる産業廃棄物の種類(種類ごとの体積を測定できない産業廃棄物にあっては、その主たる産業廃棄物の種類)に応じ、それぞれ同表の右欄に定める換算係数を当該産業廃棄物の体積に乗じて得た重量とする。

	産業廃棄物の種類	換算係数
1	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)第2条第4項第1号に掲げる燃え殻	1.14
2	廃棄物処理法第2条第4項第1号に掲げる汚泥	1.10
3	廃棄物処理法第2条第4項第1号に掲げる廃油	0.90
4	廃棄物処理法第2条第4項第1号に掲げる廃プラスチック類	0.35
5	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「廃棄物処理法施行令」という。)第2条第1号に掲げる紙くず	0.30
6	廃棄物処理法施行令第2条第2号に掲げる木くず	0.55
7	廃棄物処理法施行令第2条第3号に掲げる繊維くず	0.12
8	廃棄物処理法施行令第2条第4号に掲げる動物又は植物に係る固形状の不要物	1.00
9	廃棄物処理法施行令第2条第4号の2に掲げる獣畜及び食鳥に係る固形状の不要物	1.00
10	廃棄物処理法施行令第2条第5号に掲げるゴムくず	0.52
11	廃棄物処理法施行令第2条第6号に掲げる金属くず	1.13
12	廃棄物処理法施行令第2条第7号に掲げるガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	1.00
13	廃棄物処理法施行令第2条第8号に掲げる鋳さい	1.93
14	廃棄物処理法施行令第2条第9号に掲げるコンクリートの破片その他これに類する不要物	1.48
15	廃棄物処理法施行令第2条第10号に掲げる動物のふん尿	1.00
16	廃棄物処理法施行令第2条第11号に掲げる動物の死体	1.00
17	廃棄物処理法施行令第2条第12号に掲げるばいじん	1.26
18	廃棄物処理法施行令第2条第13号に掲げる廃棄物	1.00

備考 換算係数は、産業廃棄物の体積1立方メートル当たりのトン数とする。